



水仙

Power Alliance Tax Accountant Office
**パ
ワ
ー
ア
ラ
イ
ア
ン
ス
税
理
士
法
人**
News

編集 発 行 人

パワーアライアンス税理士法人
 税理士 若 杉 治

〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) December

23日・天皇誕生日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月10日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月4日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 1月4日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支

払届 支払後5日以内

ペイオフと雑損控除 この9月に日本振興銀行が破綻し、一定額の預金を保護する「ペイオフ」が実施されましたが、一定額を超える部分が損失となった場合、残念なことに現行では雑損控除の対象になりません。雑損控除は、地震・風水害などの自然災害や、火災・火薬類の爆発など人為による災害、盗難・横領の場合等に限定されています。

ワン
ポイント

健康保険の被扶養者



健康保険における被扶養者とは、「その生計の基礎を被保険者におく」ということを基準とし、主として被保険者により生計を維持されていることを要件としています。

具体的な範囲は左頁図のとおりで、その判断は各保険者が行うことになっていきます。

被扶養者の判断にあたっては、次の点に留意するとよいでしょう。

内縁関係

内縁関係にある人についても被扶養者として認められています。この場合は届出をすれば法律上の配偶者になれる人に限られます。したがって、別居中の法律上の妻はいなくても、他の女性と同棲しその人を扶養

している場合は、その状態が長期に及び、法律上の妻は単に形式上の妻に過ぎないような場合であっても、被扶養者として認められています。

なお、内縁関係にある人の場合は、住民票の続柄の欄に「未届の妻」あるいは「未届の夫」等と表示されたもの（「同居人」は不可）と非課税証明書の添付が義務づけられています。

養父母、養子

子については、戸籍上の養子縁組がされていることが要件となります。

したがって、入籍している場合は、養父母、養子の関係になり、実父母、実子と同じ扱い（生計維持関係だけで被扶養者になれる）となりますが、届出

がされていない人については、事実上親子と同じような生活状況にあったとしても、被扶養者となることはできません。

継父母、継子

継父母、継子の関係は、民法上、父母、子として扱われません。被扶養者にはなれませんが、三親等内の親族に含まれますので、被保険者同一の世帯に属し、主としてその人により生計を維持している場合には、被扶養者となることができます。

内縁の妻の連れ子

内縁の妻の連れ子も、被保険者同一の世帯に属し、主としてその人により生計を維持している場合には、被扶養者となる



ことができます。

再婚禁止期間中

再婚禁止期間の六カ月を経過していない女性の婚姻、近親者相互間の婚姻など民法上婚姻が禁止されている人は婚姻の届出ができませんので、被扶養者になることはできません。

姉が入院

姉は、生計維持関係にあり、かつ、生計を同じくすることが要件ですが、入院については、事実上は別居ですが、退院すればまた自宅に戻りますので（本拠は自宅）、同居を共にする（生計を同じくする）と判断して、生計維持関係があれば被扶養者として認めているようです。

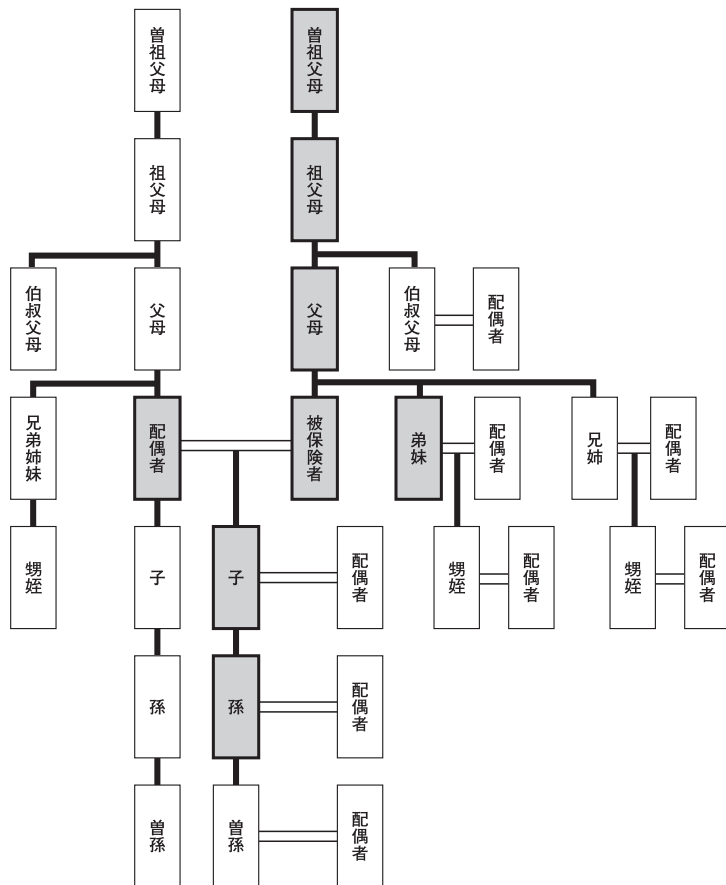
老人保健施設などに入所

被保険者と同一の世帯に属することが被扶養者としての要件である人（従来被保険者と同居を共にしていたものに限る）が、老人保健施設などに入所する場合も、病院または診療所に入院する場合と同様に、一時的な別居であると考えられることから被保険者と同居を共にしていることとして取り扱われ、その他の要件を満たしていれば、被扶養者として認めているようです。

DV被害を受けている

夫（被保険者）からDV（ドメスティック・バイオレンス）被害を受けているため妻（被扶養者）が逃避し、DV加害者である夫との扶養関係がなくなった場合は、関係者から事情を聴くなどして、生計維持関係が消滅したという事実関係が認定できれば、職権により、被扶養者の認定を取り消すことができます。ことになっています。

被扶養者の範囲



- (1) 生計維持関係があるだけで被扶養者になれる人 (□部分)
配偶者（内縁関係を含む）、子供（実子及び養子）、父母（養父母）、孫、祖父母、曾祖父母、弟妹
- (2) 生計を同じくし（単に同居している状態をいう）、かつ、生計維持関係が必要な人 (□部分)
 - ① (1)以外の三親等内の親族（継父母、継子は三親等内の親族）
 - ② 内縁関係にある配偶者の父母と子供。さらにその配偶者が死亡した後も引き続き生計を同一にし、生計維持関係があればその間は被扶養者になれる。
- (3) 被扶養者に収入がある場合の資格要件
 - ① 被保険者と同一世帯に属している場合
被扶養者の年収が130万円未満（60歳以上の人や障害厚生年金などを受給している人は180万円未満）で、かつ、原則として被保険者の年収の1/2未満であること。
なお1/2以上でも、被保険者の年収を上回らない場合は、被保険者の年収によって生活していると認められれば、被扶養者となる。
 - ② 被保険者と別居している場合
要件は上記(1)と同じで、被扶養者の年収が被保険者からの仕送りの額より少ないこと。

障害者雇用納付金制度の 対象が拡大

障害者雇用納付金制度は、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して障害者雇用調整金または報奨金を支給して障害者の雇用促進を図るとともに、障害者雇入れのための作業施設の設置・整備や、重度障害者の雇用管理のための職場介助者の配置を行う事業主等に対し助成金を支給するしくみです。

この原資となるのは障害者雇用納付金で、事業主のうち法定雇用率（1.8%）未達成の事業主から、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人月額5万円を徴収したものです。それを法定雇用率を超えて障害者を雇用している事業主に対し、その超えている障害者数に応じて、1人月額2万7千円の障害者雇用調整金として支給しています。

また、常時雇用労働者数が200人以下で、

各月の雇用労働者数の年度間合計数が一定数（各月の常用労働者数の4%の年度間合計数または72人のいずれか多い数）を超えて雇用している事業主には、一定数を超えた障害者の数に2万1千円を掛けた額の報奨金が、事業主の申請に基づき支給されます。

障害者雇用納付金の徴収は、常時雇用労働者301人以上を雇用する事業主を対象に行われてきましたが、平成22年7月からは、常時雇用労働者数が200人を超え300人以下の事業主も納付金制度の対象となりました。なお、制度の適用（平成22年7月）から5年間は減額措置が採られ、1月の納付金は4万円です。

さらに、平成27年4月からは、常時雇用労働者数が100人を超え200人以下の中小企業事業主も対象事業主となります。この場合の納付金も5年間（平成32年3月まで）の減額特例により月額4万円となります。

ちなみに、障害者雇用調整金は2万7千円で、変更はありません。

障害者初回雇用奨励金

中小企業における障害者雇用を促進するため、障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務があるのは、常時雇用労働者数が56人～300人の中小企業）が、平成21年2月6日以降、初めて身体・知的・精神障害者（雇入れ日の満年齢が65歳未満）をハローワーク等の紹介により、一般被保険者として1人（精神障害者である短時間労働者として雇い入れる場合は2人）以上雇用し、その者を奨励金受給後も引き続き雇用することが見込まれる事業主に、障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）が支給されます。

平成22年7月以降は対象がさらに拡大されて、身体障害者または知的障害者である短期間労働者を2名以上雇い入れた場合も支給対象となりました。

奨励金は、1人目の障害者を雇用したときに、100万円が支給されます。

保険料率の上限が 引上げ

協会けんぽ、健康保険組合ともに健康保険の被保険者に関する一般保険料率（基本保険料率及び特定保険料率を合算した料率）の上限が、千分の一〇〇から千分の一二〇に引き上げられ、両者の一般保険料率は千分の三〇から千分の一二〇の範囲内において定めることとなりました。

なお、都道府県単位保険料率（協会が支部被保険者（各支部）の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び都道府県の区域内に住所または居所を有する任意継続被保険者をいう）を単位として、一定の事項に基づき決定する一般保険料率（の算定にあたっては、平成二十二年から二十四年度までの間は、毎事業年度における財政の均衡にかかる特例も併せて設けられました）。